

第6回千早赤阪村総合計画審議会会議録

日 時 平成23年2月1日（火） 午後2時～午後3時20分

場 所 くすのきホール 2階 第1・2会議室

出 席 者 矢倉龍男会長、浅野利夫委員、橋爪喜久次委員、関口ほづみ委員、北野勝委員、笠松正武委員、倉畠勝美委員、奥田宗豊委員、矢倉伸之委員、右下由紀子委員、新谷和子委員、道田晶子委員、田中鈴代委員、西矢武司委員、増田昇委員、中塚武司委員、松山敏行委員

欠 席 者 井関醇一副会長、赤阪稔委員、實近博子委員、岡佐智子委員

事 務 局 総務課秘書政策グループ：前川課長、日谷係長
教育委員会教育課：清水課長

会議概要 開会

1. 議事

（1）第4次千早赤阪村総合計画基本構想案に対するパブリックコメント結果について

（2）第4次千早赤阪村総合計画基本構想案（一部修正案）について

（3）第4次千早赤阪村総合計画（基本構想）の答申案について

2. 参考

（1）第1期実行計画（素案）について

3. その他

4. 次回会議日程について

閉会

1. 議事

- （1）第4次千早赤阪村総合計画基本構想案に対するパブリックコメント結果について及び
（2）第4次千早赤阪村総合計画基本構想案（一部修正案）について

（事務局：前川課長）

どうも、皆さんこんにちは。

ただいまより第6回千早赤阪村総合計画審議会を開催させていただきます。

本日は大変ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。

それではまず最初に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては事前配付いたしております。本日持参していただきますようお願いしております。確認したいと思います。資料1-1、基本構想のパブコメ結果、そして資料1-2、基本構想案の一部修正、それからあと資料2として総合計画の策定の答申でございます。参考資料1で、第1期実行計画案となっております。一応持参していただいておりますでしょうか。はい、よろしいですか。

それでは、資料があるということでございます。議事のほうに進めてもらいたいと思います。進行につきましては、矢倉会長、よろしくお願ひいたします。

(矢倉会長)

どうも、皆さんこんにちは。

平成23年の新年を委員各位におかれましては元気でお迎えのこととお喜び申し上げます。今年は、ここのことろ二、三日は少し寒さも和らいだことでございますけれども、特に例年に比べて寒さが厳しいようでございます。また、インフルエンザ等の流行も兆しが見えていくようでございます。委員各位におかれましても、これからも冬の寒さがまだ続くと思われますので、健康に留意していただき、ご活躍いただきたいと思います。

この総合計画審議会も今回で第6回目となりました。いよいよ終盤でございます。今後とも、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思います。では、座って進行させていただきます。

それでは、ただいまから第6回千早赤阪村総合計画審議会を始めたいと思います。

まず初めに、事務局のほうから本日の出席状況についてご報告いただきます。

(事務局：前川課長)

それでは、会議成立の報告をさせていただきます。

千早赤阪村総合計画審議会条例第6条第2項におきまして、審議会委員の半数以上のご出席で成立となっております。本日ご出席の方は16名、欠席の方5名で、田中委員さんにつきましては遅れてまいるということを伺っております。本日は委員総数21名の半数以上ご出席いただいておりますので、審議会は成立しております。ご報告いたします。

(矢倉会長)

ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日は、次第にもありますように、議事1の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案に対するパブリックコメントの結果について並びに議事2の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案の一部修正について、議事3の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案の答申案についてが議題となっております。また、参考として、第1期実行計画（案）についてが提案されております。

それではまず、議事1の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案に対するパブリックコメントの結果について及び議事2の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案の一部修正についてを議題といたしたいと思います。

今回の会議は第6回目であります。基本構想についても最終議論といたしたいと考えておりますので、委員の皆さんにおかれましては、その点ご理解をいただき、審議にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局：日谷係長)

事務局の日谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。少し時間がかかるかと思いますので、座らせていただきます。

そうしましたら、まず議事1のパブリックコメントの結果、そして議事2の基本構想案の一部修正案ということでご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料1－1をごらんいただきたいと思います。

第4次総合計画基本構想案に対するパブリックコメントの結果ということでございます。

まず1つ目といたしまして、パブリックコメントの実施状況でございますが、募集期間としては平成22年12月6日から平成23年1月5日の1カ月間を実施いたしました。2番目に、意見の応募者数及び件数ということでございますが、1名、4件ということでございます。男女内訳でいきますと男性1名、年代内訳でいきますと70代1名ということです。提出の方法につきましては、電子メールでご意見をいただいたということでございます。

そして2つ目でございますが、意見の概要と総合計画審議会の考え方についてでございます。

前回の会議におきまして、パブリックコメントを実施したときのその意見に対する部分として、村の考え方をお示しをさせていただくということでご説明をさせていただきました。ただ、現時点において総合計画審議会から答申をいただいている中で村の考え方を示すというのは少し趣旨が違うのではないかというような判断から、正確には現時点において行ったパブリックコメントの意見に対する考え方については、総合計画審議会の考え方というものを示すのが適切であるのではないかと考えております。そういうことで、この資料においては総合計画審議会の考え方としております。村といたしましては、これらパブリックコメントの手続を経て作成をしました基本構想案を総合計画審議会から答申をいただきたいと考えておりますので、その点ご理解よろしくお願ひいたします。

それでは、意見等に対する概要と考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

一覧表でまとめておりまして、左から番号、該当箇所、意見の概要、意見に対する考え方とまとめております。

まず1つ目でございますが、該当箇所としまして、基本構想案の6ページでございますが、「飛躍的な人口増加」についてでございます。意見の概要としましては、千早赤阪村の誕生には当時の人口5,699人、世帯数1,094世帯とあるが、飛躍的な人口増加、昭和50年代には飛躍的な人口増加が進んだという表現があるだけで、人口も世帯数も記載がないと、どれだけの人口が増えたのか不明であるというようなご意見でございます。これに対する考え方としましては、「飛躍的な人口増加」、昭和50年代において人口を表記をしていきたいと考えております。

そして2つ目でございますが、8ページの「本村を取り巻く現状」の「安全・安心・環境」でございます。意見といたしましては、犯罪発生件数は他市町に比べて少ない状況にあるが、少ないことがわかりにくいため具体的な数字が必要ではないかというご意見でございま

す。これに対する考え方といたしましては、防犯事情の地域の特性として、顔が見えるという生活環境にあるという実情が本来の趣旨であるということから、改めて数字の比較は表記する必要はないのではないかと考えております、見直す予定はございません。

続きまして、2ページをお願いいたします。

3つ目でございます。該当箇所といたしまして、同じく8ページの「本村を取り巻く現状」の「安全・安心・環境」についてでございますが、意見の概要としましては、上下水道整備では山林の保水力が年々低下しており、自己水の十分な確保はしにくい状況にあると記載しているが、放置山林が増えた結果の保水力低下と山林保全の必要性にまで言及しなければわからないのではないかというご意見でございます。これに対する考え方としましては、放置林の増加については基本構想案の中の第1章の「むらづくりの考え方」、3の「本村を取り巻く現状」、「観光・産業・地域振興」の中に記載をされており、また山林保全の必要性については第3章の「むらづくりの基本方向」、「基本柱3観光・産業・地域振興」の中に記載されている内容であるため見直す予定はありませんということでございます。

そして、4つ目でございます。11ページ、「千早赤阪まちづくり村民会議からの提言」についてでございまして、意見の概要としましては、村民会議からの提言書の概要について、これが概要なのか、どんな内容か全く不明である、具体的な内容が要るのではないかと、それら内容があつて初めて提言書の部分が第4次総合計画に取り入れられたかが理解できるというご意見でございます。これに対する考え方としましては、基本構想は村づくりの大きな基本的な方向を示すものであること、また総合計画審議会での審議は村民会議の提言書を踏まえた上での審議であるということから、提言書におけるすべての具体的な事業を基本構想において表記することは困難と考えております。しかし、村民参画による総合計画づくりの観点から、本編ではなく資料編において創意工夫し、これら提言書の概要について表記をすることを考え方をまとめております。

以上が簡単でございますが、パブリックコメントの意見とそれに対する考え方についてでございます。

続きまして、これら意見を踏まえた中で、基本構想案の一部修正ということで、資料の1-2をごらんいただきたいと思います。

資料の1-2でございます。基本構想案の一部修正案ということでございまして、まず1ページ目で、1としまして、パブリックコメントの結果による一部修正ということでございます。一覧表としてまとめておりまして、まず1つ目でございます。6ページの「飛躍的な人口増加」、この部分でございます。人口増加の数字が必要ではないかというご意見でございましたが、これに対する修正案といたしましては、一番右でございますが、ちょうど真ん中、下線を引いているところでございます。人口7,764人、世帯数1,935世帯、これが昭和59年度でございますけども、この数字を追加いたしております。

そして、2つ目でございます。P11ページの「千早赤阪村まちづくり村民会議からの提言」についてということで、もう少し具体的な内容が要るのではないかということでございます。修正案としましては、資料編に追加をするということでございまして、この表の中で

は書き切れなかつたので、別紙の資料1－2ということでまとめております。千早赤阪まちづくり村民会議からの提言、概要ということでございます。この資料につきましては、第1回総合計画審議会の中で村民会議からの提言ということでご説明をさせていただいた内容でございまして、その提言書から抜粋をさせていただいたものでございます。この内容等については説明は省略をさせていただきたいと思いますけども、提言書の1ページから9ページをそのまま抜粋してあるということで、これを資料編に追加をするということでございます。

以上が基本構想案の一部修正案の説明でございます。それと、もとの資料の1－2に戻つていただきまして、2ページ目でございます。2ページ目に2として、事務局による一部修正ということで、提案ということでございます。先ほどの1つ目についてはパブリックコメントの結果を踏まえた上での基本構想案の一部修正ということでございますが、ここでは事務局による一部修正ということでご提案をさせていただきたいと思います。該当箇所につきましては、18ページの「土地利用の方針」の「都市環境整備ゾーン」の記載内容についての一部修正ということでございます。左側に現行、右側に修正案ということでございます。まず、現行欄を見ていただきますと、ちょうど真ん中の2段落目です。「また、市街地周辺などの郊外の適地においては、地区計画制度等を活用した秩序ある開発を促進し」という表現になっております。この地区計画制度等を活用したという部分について削除をしたいということでございます。なぜこの点について削除するのかということでございますが、そもそも基本構想の中で示します都市構造という部分でございますけども、これは今後10カ年の村の目指すべき都市の姿を描くものでございまして、その中でこういった地区計画制度の活用という、この部分については具体的な手法論になりますので、こういった手法論については下位の計画である都市計画マスターplanなどで表記していきたいということでございまして、基本構想の中ではこういった具体的な手法といった部分については削除したいということで今回提案をさせていただくものでございます。

以上、基本構想案の一部修正案ということで説明とさせていただきます。

(矢倉会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから第4次千早赤阪村総合計画基本構想案に対するパブリックコメントの結果及び基本構想案の一部修正案についての説明がございました。

委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

募集させていただいたそのパブリックコメントは、お一人しか回答者がなかつたということでございます。その内容に対して一部酌み取って修正を事務局のほうでしていただきました。また、先ほどの説明、資料1－2の修正案に関してでも結構です。ご質問ございませんか。

(橋爪委員)

ちょっとすみません。

(矢倉会長)

はい、どうぞ、橋爪委員さん。

(橋爪委員)

1点、ちょっとお教え願いたいんですけども、これ今の資料1-2のほうの事務局による一部修正というところですけれど、この中で現行が「秩序ある開発を促進し、活力云々」とあるんですけども、これは修正案では「秩序ある開発を誘導し」になっているんですけど、「促進と誘導」とはどういう形で区別されたのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

(矢倉会長)

はい、事務局、お願ひいたします。

(事務局：日谷係長)

ご質問の点でございます。少し説明不足のところがございまして、促進のところが誘導に変わっております。この部分につきましては、特に都市環境整備ゾーンということで、基本的に市街化区域を中心とした、森屋周辺であるとか役場周辺、ここ市街化区域になりますけども、という部分と、もう一つ西部ということで小吹台ですね、そこを中心に考えております。これが都市環境整備ゾーンということで、その区域のまだ周辺といいますか、全くのその市街化調整区域ではなくて、隣接してのようなゾーニングのところの市街化調整区域になると思いますけども、その部分について開発を促進となると基本的に市街化調整区域は抑制をする区域になりますので、そういった表現よりかは秩序ある開発を引っ張ってくる、引っ張るというか誘導するというほうが適切ではないかというところで今回修正をさせていただくということでございます。よろしくお願ひいたします。

(矢倉会長)

結構ですか。

(橋爪委員)

はい、結構です。

(矢倉会長)

ほかにございませんか。

はい、倉畠委員さん。

(倉畠委員)

あの答申書の策定、答申書ですね、会長名で村長に出される。文面で、あちこちに努力されたいとか努められたいとか、これ表現が弱いな。もう少し、努力目標でしかないのであれば

弱いんちやうかな。

(矢倉会長)

まだそこまで入ってないですけど。

(倉畠委員)

あ、まだ入ってない。

(矢倉会長)

まだ、ええ、この答申案に関しては次にやりたいと思います。

はい、すみません。

どうでしょう。ほかに修正案に関してご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

<「なし」との声>

(3) 第4次千早赤阪村総合計画（基本構想）の答申案について

(矢倉会長)

ないようでございましたら、このとおり修正案としたいと思います。

それでは続きまして、議事3の第4次千早赤阪村総合計画基本構想案の答申案についてを事務局から説明いただきたいので、その後委員の皆さんからご意見などをいただきたいと思いますので、お願いいいたします。

それでは、事務局、ご説明お願いいいたします。

(事務局：日谷係長)

それでは、資料の2をごらんいただきたいと思います。

第4次千早赤阪村総合計画基本構想案の策定について答申ということでございます。基本構想案につきましては本日の審議が最終の審議となりまして、最終的に村長に対して構想案の答申という形で提出をしていただくことになります。資料2につきましては、その答申案ということでご説明を申し上げたいと思います。会長名から村長あてへの答申案でございます。読ませていただきますと、平成22年7月1日付、千赤秘第210号で本審議会に対して諮問のありました第4次千早赤阪村総合計画（基本構想案）の策定について慎重に審議、検討を重ねた結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。この別添といいますのは、この答申のこのかがみの文書の下に先ほどの修正をした基本構想案があるということでございます。下記の意見ということで4点挙げております。

まず、1つ目でございます。総合計画基本構想は千早赤阪村の今後10カ年における目指すべき村の姿を示したものであり、村民、事業者、団体、行政がその実現のためにそれぞれの

役割と責任のもとでむらづくりを進める基本指針となるものです。今後は「みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶ、一ちはやあかさか～夢を持って子育てができる 金剛山のむら～」を目指した取り組みを具体的に実行できるよう努力されたい。

2点目、具体的な施策展開を図るため、早期に実行計画を策定し、積極的にむらづくりを推進されたい。実行計画策定に際しては、できる限り目標となる指標を設定し、毎年度その進捗・達成状況を把握・点検するとともに、その成果を検証、評価されるよう努力されたい。また、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、次の取り組みに反映させることのできるマネジメントサイクルを確立するとともに、村民が評価できる仕組みづくりを検討されたい。

3点目でございます。今後の施策展開を図るために、千早赤阪村域が村民だけでなく大阪府民にとっても心のふるさとと感じてもらえるよう、我々村民も協力するとともに、行政は国、大阪府、周辺市町等に対し、支援、協力が得られるよう最善の努力をされたい。

4点目、計画書の作成に当たっては、多くの村民にわかりやすい表現やデザインに配慮するとともに、広報紙やホームページ等を通じて計画書の内容をわかりやすく広報することによって身近に感じてもらい、ともに進める計画となるよう努められたい。また、施策の推進に際し、住民の理解と参加、民意を反映できる仕組みづくりを検討されたいということで、以上4点の意見を付して答申案ということでございます。

説明につきましては以上でございます。

(矢倉会長)

倉畠委員さん、もう一度、じやあ先ほどの意見をお願いします。

(倉畠委員)

この文章で4カ所も5カ所も努力されたいとか努められたいという表現が出てくるわけですね。これは総合計画というのは努力目標やなしに、行政として取り組んでもらわなかんものですね。だから、やっぱり会長からの答申書も取り組むこととか表現をちょっと強めてもらいたいなど。努力目標でしかないんやつたら余り重たくない、この計画書自身がね。

(矢倉会長)

今、倉畠委員さんのほうから、もう少し強い意志をあらわす言葉のほうがいいんじゃないかというご意見が出ました。

(倉畠委員)

取り組むことというようなね。

(矢倉会長)

はい。

それに関して何かご意見ございませんか。

確かに必ずこういうことを実行してほしいという意味をあらわす言葉といいますと、倉畠委員さん、何か具体的に表現方法。

(倉畠委員)

例えば努力されたいっていうのは、例えば1項目の文末に具体的に実行できるよう努力されたいになってますわね。実行できるよう取り組むこと。当然、簡単でいいんちやうかなと。取り組んでほしいという。努力目標で、この総合計画は何か努力目標でしかないようには印象を持ったんですね。またぞろ第3次総合計画と同じようになるんちやうかな。もう初めから思いますわな。

(矢倉会長)

例えば1番の具体的に実行できるよう努力されたいじゃなしに、実行できるよう取り組むことっていうことですか。

(倉畠委員)

はい。

(矢倉会長)

それに対してどうでしょう、皆さん。ほかの委員さん、ご意見ございませんか。

(増田委員)

ちょっといいですか。

(矢倉会長)

はい、増田委員さん。

(増田委員)

この1番、気持ちはわかるんですけど、今のおっしゃることもあって、多分この今後はみんなが集うという、これ基本理念書いて、何々それをを目指した取り組みをと書いてるんですけど、これやるとちょっと誤解を招くので、基本理念のところだけを目指した取り組みというのは、これ基本構想そのものちゃんと踏まえて実行することというふうにしたほうが、これ多分基本構想あらわす意味で、優しくあらわす意味で基本理念を書かれてるんだろうと思いますけれども、ちょっと焦点がぼけるんじゃないかなと思うんですね。総合計画基本構想は基本指針となるものと。この基本構想に基づいて具体的に実行に取り組むこととなり、具体的に取り組むことという、この基本構想に基づいて取り組むことというほうがシンプルでわかりやすいんではないかなと思うんですけどね。基本構想あえてこの理念にもう一遍呼びかえてるんですけど、そうするとちょっと誤解を招かないかなと思うんですけどね。

(倉畠委員)

よろしいですか。

(矢倉会長)

はい。

(倉畠委員)

先生おっしゃるように1項なんかはそう、そのように僕も今感じますけども、2項目になると少し具体的になって、実行計画を策定しという文章になって、目標となる指標を設定しとか、もう具体的になってきているわけですわね、次の2項、3項については。そこらでもそういう表現では具合悪いんでしょうかね。1項では先生おっしゃるように文章的にも何か夢のような、夢を持って子育てする、ここらで余り具体的に書いちゃうとちょっとおかしいかなと思いますけども。

(矢倉会長)

まず、じゃあ1項目からいきたいと思うんですけども、増田委員さんのご意見ではもう少しストレートに書いたほうがかえってわかりやすいんじゃないかということですね。これだと基本理念、まあ言えばちょっと抽象的なことに目指した計画というような感じがしちゃうというふうに思うんですけども。ということは、このみんなが、かぎ括弧の部分は別にここにあえて書く必要はないということでしょうか。

(増田委員)

うん、いや、むしろ、それを目指した取り組みそのものは要するに基本構想ですから、だから基本構想に基づいて実行できるよう取り組む、実行に取り組むことなりというふうな。2項に関しては、要するに具体的にこういう踏み込みをしとくということは大事やと思うんですけども、1項目は基本的にこの基本構想がやっぱりちゃんと取り組まれていくということを伝えればいいんじゃないかなと思うんですけど。

(矢倉会長)

どうでしょう、今のご意見に対して。

(倉畠委員)

はい、僕は異論ないです。

(矢倉会長)

ほかに、よろしいですか。

<「なし」との声>

(矢倉会長)

そしたら、第1項のところですけども、基本指針となるもので、この総合計画基本構想に従って具体的に実行できるよう取り組んでいただきたいと。それのちょっと表現的にはおかしいかもわかりませんけども、大体そういうふうに、もうストレートにこのちょっと基本理念はここへ挟まずに、もうそのまま基本構想を実行してほしいという気持ちをあらわしていきたいと。それでよろしいですか。

<「異議なし」との声>

(矢倉会長)

2項目のこの辺、先ほど倉畠委員さんからもご意見があったんですけども、ここもやっぱり検討されたいというところがあれですか、変えたほうがいいということでしょうか。

(倉畠委員)

うん、ここでも真ん中で成果を検証、評価されるよう努力されたいとじゃなしに、取り組むことでいいん違いますか。

(矢倉会長)

はい、はい。

(倉畠委員)

ここらはより具体的になってくるし。

(矢倉会長)

評価されるよう取り組むこと。それに対してご意見。

はい、橋爪委員さん。

(橋爪委員)

私、別に反対であるとか云々ではないのですけれども、これは、このような答申の場合、文章の作成は、やはり一つの形というものは、これちょっとわからないですが、あるんじやなかろうかなあと思ったりはするんですけども、その点においてはどうですか。というのは、やはり我々は村長より諮問をいただいて審議して機関でございます。そして、それを答申する、それをお答えするのが村長でございます。そういうふうな場合、私、この検討されたいと、されたいという言葉は私決して物すごく悪いものでもないし、弱いものでもないんじやないかなあとも個人は思うんですけども、その点こういう答申の文章作成によりましての文言においては元来、通常こういうふうな文章をつくられるかどうかですね。もし、こういうなものであるというような形であるなればお教え願いたいと思っております。

(矢倉会長)

私も、こういう答申の表現の仕方については余りわからないんですけども、どうなんでしょうか。増田委員さん、どうでしょう、そういう。

(増田委員)

そうですね。これは多分、答申書の本来の中身は基本構想そのものなんですけれども、やはりそれをお渡しするときに、こここの審議会の中で議論をして、やはりこれだけはプラス重要な視点として加えておきたいということはやっぱりきっちり加えとくというのが通常こんな形で。文末は努力されたいなのか、ことなのかというのは、それはケース・バイ・ケースで各場合によって異なりますけど、通常もう答申します言うて一冊ぽんと渡すだけではなくて、せっかくの審議会、数回重ねてきてますので、その中で議論された内容で特に重要なことはあえてこういうふうな形で整理をしてお伝えするというのがやはり真摯な態度なんではないかなと思いますけど。

(矢倉会長)

表現方法ですけども、その中間の成果を検証、評価されるよう努力されたいというのを評価されるよう、どうしても答申となると、こういう表現かなとは思ってたんですけども。

(倉畠委員)

もう会長が出されるんやから、行政に対してこれをともかく、100%までいかんでも80%、90%やってもらえるように頼んでもらわなあかんわけですね。だから、やっぱり努力と。ほんで、最後の文末の検討されたい、こんなところは余り問題ないんやけども、努力されたいでは、努力目標では困るわけですわ。取り組むこととか、そういう文章で切ってもらいたいんやけどな、僕は、そう思います。

(矢倉会長)

はいはい。だから、第1項と同じように、評価されるよう取り組むことで切るということですね。最後は、評価できる仕組みづくりを検討されたいでも別にいいかなとは私思うんですけども。どうでしょう、それでよろしいですか。ほかにご意見ございませんか。

はい、浅野委員さん。

(浅野委員)

いや、たまたま前回の第3次総合計画を持ってきてるので、「されたい、されたい、してもらいたい」とか、そういう意味なんです。別に、これについてまねするわけではないですが。この今、基本計画ができた後に、次に、今日も素案で出されてる総合計画実行計画素案というのがあるんですね。それ3年度、毎年ローリングして見直ししてきっちりやっていくというものがもう次に見えてますので、僕自身は、されたいのほうがきれいかなと思ったり

して、強調するとしたら第1項目だけは実行できるよう努力すること。あとは「されたい」、そのままでもいいんじゃないかと私は思います。

(矢倉会長)

答申の表現方法はどうであれ、結局その答申を受け取る行政側の意思の問題といいますか、意識の問題にかかってこようかと思うんですけども、どうでしょう、私としてはその検証、評価されるよう取り組むこと、これ第1項と同じにしていただいて、あと最後はもう検討されたいでいいかなと思うんですけども、どうでしょう、その辺で。いや、それじゃ具合悪いっていうご意見ございませんか。

(増田委員)

ちょっといいですか。

(矢倉会長)

はい、増田委員さん。

(増田委員)

2番目ですけども、2番目は把握、点検、検証、評価、そこまでは努力されたいで、その後、マネジメントサイクルを確立することと村民が評価できる仕組みは検討になってるんですね。そうではなくて、このマネジメントサイクルというのは基本的には把握、点検、検証、評価、その結果を反映させるというところまでいかないと意味がないんですよね。だから、ほんと、それに対して住民の方々がそこに評価できる仕組みについては少し検討でもいいと思うんですけども、把握、点検、検証、評価、その反映の仕組みまではやっぱり一体のものとして展開していくということを伝えておいたほうがいいんじゃないでしょうか。それに対して第三者評価機関入れるとか、村民が参画できるとかというのは少し時間をかけて検討してもいいと思うんですけども。だから、例えば、ちょっと文章が長くなるんですけど、その検証、評価し、または要らなくて、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、次の取り組みに反映させることのできるマネジメントサイクルを確立されたいなのか、確立することなのか、これは語尾はどちらでもいいんと思うんですけども。また、村民が評価できる仕組みづくりを検討されたいという、そこで切ったほうがうまいんじゃないかなという。そうでないと、マネジメントサイクルが成立しない、途中で切っちゃうと成立しないことになるのかなという。

(矢倉会長)

達成状況を把握、点検するとともに、その結果を検証、評価し、その結果や社会経済情勢、こう続くわけですね。

(増田委員)

そうですね。

(矢倉会長)

はいはい。

(増田委員)

マネジメントサイクルを確立するのところで切ったらしいのかなという。

(矢倉会長)

どうでしょう、今のご意見に対して。

(倉畠委員)

結構です。

(矢倉会長)

よろしいですか。

<「異議なし」との声>

(矢倉会長)

それでは、今増田委員さんのほうから提案ありました、検証し、評価し、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、次の取り組みに反映させるということのマネジメントサイクルを確立する。この確立する、するでよろしいですか。すること。

(増田委員)

するでもいいですし。

(矢倉会長)

はい。

(関口委員)

文章と、「です、ます」の後に「する」というのはおかしいですね。

(矢倉会長)

そうですね。

(関口委員)

その確立すること。

(増田委員)

そうでしょうね。

(矢倉会長)

することですよね。

(増田委員)

またでしょうね、また。

(矢倉会長)

また、村民が評価できる仕組みづくりですね。それでよろしいですか。

<「異議なし」との声>

(矢倉会長)

じゃあ、その辺お願いいいたします。

では、ほかにご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

<「なし」との声>

2. 参考

(1) 第1期実行計画（素案）について

(矢倉会長)

ないようでございましたら、次に行きたいと思います。

それでは、一応本日の議題はそういうことになってるんですけども、最後にこの参考として提出していただきしております第1期実行計画案について事務局からご説明をいただきたいと思います。

実行計画については、これまでの事務局の説明では、より実効性のあるものとするために、現在平成23年度予算編成とあわせて並行して作業を進めていただいております。ですから、まだ最終決定のものではございません。現時点における案としてご報告いただきたいと思います。また、この会議資料の実行計画案については以上の理由で回収させていただきたいと思いますので、その点ご了承いただきたいと思います。

それでは、事務局のほうからお願ひします。

(事務局：日谷係長)

それでは、参考といたしまして、第1期実行計画素案についてということでご説明を申し上げたいと思います。資料をご覧いただきたいと思います。先ほど会長さんのはうからもお話をありましたように、現時点では素案ということで、今最終的な詰めを行っている段階でございます。既に事前配付をさせていただいておりますので、内容等について見ていただいているかと思いますが、後ろのほうに個別の事業等出てきます。その中の例えば事業費であるとか、目標数値とか、その辺が空白になっているところがあるかと思いますけども、その点についてはまだ現在詰め切れてない部分等がございますので、その点ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、素案ということでございますので、現段階においてこの実行計画は最終決定したものではありません。その点でご理解よろしくお願ひしたいということと、そういったことで最終、会議終了後、この実行計画素案につきましては、非常に申しわけございませんが、回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、実行計画素案ということで、1ページめくっていただきたいと思います。

まず、目次でございますが、第1章の「実行計画の概要」ということで、1番の計画の性格から5番の実行計画事業の選定基準ということでまとめております。それから、第2章として「重点施策（プロジェクト事業）」ということです。3章として「分野別の事業計画」、4章として「計画の進行管理」というような形になっております。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1章の「実行計画の概要」ということでございます。1つ目の計画の性格ということでございますが、まず1点目でございますが、実行計画は将来像「みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶ 一ちはやあかさか」を実現するため、この基本構想に定める基本柱をどのように実施していくのかを具体的に示したものであるということです。

2点目としては、限られた財源をいかに有効活用するのかに重点を置き、あれもこれもという総花的な事業展開ではなく、選択と集中を基本に策定したものであるということから、当たり前の事業については掲載をしておりません。真に必要で、重点的かつ優先的な事業を中心掲載をするということでございます。

そして次に、実行計画の構成でございますが、実行計画は重点施策、プロジェクト、ああ、事業というのが抜けてますけども、プロジェクト事業及び分野別事業計画で構成をいたします。重点プロジェクトである重点施策につきましては、基本構想でお示しをしております3つのプロジェクトに基づきまして、先導的かつ戦略的に実施する事業をまとめたものでございます。また、分野別事業計画につきましては、後ほど9ページに出てきますけれども、むらづくりの施策体系というのがありますて、それに基づき、それぞれの分野ごとのこの計画期間における施策を示したものということでございます。

次に3として、計画の期間及び見直しについてでございます。計画の期間については平成23年度から25年までの3カ年とします。次に、見直しにつきましては、毎年度ローリング

方式によって見直しを行います。見直しをすることによって、その内容を次の計画に反映をさせていくという形をとっていきたいと考えております。そして3つ目の丸でございますが、実行計画に位置づけられた事業であっても、必ずその事業を担保するものではなく、そのときの予算編成等々の状況によって増減といいますか、見直しがあるということとしております。

2ページをお願いします。

2ページの一番上の表につきましては、3ヵ年を一つの期間として毎年度見直すということで、第1期実行計画、第2期、3期、4期ということで、毎年見直しをしていくということでございます。

次に、4番目の計画の基本方針でございますが、ここでは基本構想でも示しております、むらづくりの姿勢、4つの姿勢でございます。村民と行政の役割の明確化による協働型社会の構築から広域行政の推進と、こういった4つの姿勢に基づいて取り組んでいくということをございます。

次に5番目に、実行計画事業の選定基準等ということでございます。

まず1点目として、事業費の仕分けでございます。①として義務的経費、それから3ページに行きますが、②でその他の経常的経費、そして③に実行計画事業費ということで、事業の仕分けをいたしております。実行計画事業費については、①の義務的経費、②のその他の経常的な経費を除くもので、政策的経費あるいは投資的経費等を中心に実行計画事業費として取り扱いたいと考えております。

そして、それら実行計画事業費の中でもどういったものを載せていくのかというのが（2）の事業選定基準というのをまとめておりまして、基本的には新規事業であるとか拡充していく事業、あるいは政策、継続的な事業ですけど、政策的な判断で載せていく事業といったもので仕分けをしたいと考えております。選定基準についてはアからカということで、この6つの選定基準を示しております。アは総合計画との整合が図られている事業であるということ。それから、イは達成に係る数値目標が掲げられている事業であるということ。ウは個性豊かなむらづくりに寄与する事業であるということ。それから、エは社会コストの低減に寄与する事業。オは歳入の増加に寄与する事業。カは継続的な事業でありますけども政策的な観点から掲載していく事業と。こういったいづれかのものに該当するというものを実行計画事業という形で取り扱っていきたいと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2章として、「重点施策（プロジェクト事業）」ということでございます。

こちらにつきましては基本構想の中でお示しをしております最重点目標、人口の維持、地域の活性化を掲げておりますが、これらを達成するための事業展開ということで、重点施策として位置づけをしております。4ページの表は、この基本構想にも載せている表をもうそのまま載せております。

そして、5ページ、6ページ、7ページにつきましては、この3つのプロジェクト事業のそれぞれを一覧表として事業をまとめたものでございます。一覧表としては左側から事業名、

主な概要、掲載ページというふうに書いております。掲載ページにつきましては、それぞれの事業のさらに詳細な部分を示した部分で、それぞれのページを記載をいたしております。5ページ、6ページ、7ページが重点施策、それぞれのプロジェクトの一覧表となっております。

そして、8ページをお願いいたします。

第3章として、「分野別の事業計画」ということでございます。分野別の事業計画につきましては、基本構想の基本柱ごとにその施策の内容等を掲載したものでございます。

9ページに、むらづくりの施策体系というものを示させていただいております。これは前回の会議のときに参考としてお示しさせていただいたもので、一部修正を加えておりますけども、むらづくりの施策体系ということでまとめたものでございます。9ページでございますが、左側に基本構想がございまして、6つの基本柱があります。それに基づいて右に実行計画ということで、各それぞれ基本施策と、基本施策のさらに細かい部分として細施策というもので、むらづくりの施策体系表としてまとめております。細施策の下に具体的な事業というものが張りついてくるというようなイメージになります。

それでは、10ページをお願いいたします。

ここからは分野別の事業計画のそれぞれの施策体系に基づいた形でまとめた分野別の事業計画ということで、10ページから43ページまでまとめております。個々個別の説明につきましては時間等の関係もございますので省略をさせていただきたいと思いますが、この事業計画の見方だけ少しお話をさせていただきますと、例えば10ページでございますけれども、こちらにつきましては基本柱1の安全・安心・環境の中のまず基本施策の1として防災対策の推進ということで記載をいたしております。この10ページ以降もそうなんですけども、それぞれの基本施策ごとに、この3ヵ年の計画の基本的な考え方をそれぞれまとめております。そして、その下に個別事業計画ということで、先ほど3ページでご説明を申し上げました選定基準に基づく事業を個別の事業計画ということで、掲載するものは掲載していくということでまとめております。下の個別事業の部分を見ていただきますと、基本施策として防災対策の推進とあります。具体的な取り組みの事務事業名として、建築物耐震化事業ということで事業名があります。そして、事業のコードナンバーがあつて、その右に米印で重点施策ということで記載しております。これが先ほどの4ページから7ページに示しております重点施策に関連する事業の場合は星印をつけております。そして、その右が担当の部署名ということでございます。そして、その下でございますが、第4次総合計画むらづくり体系ということで、これは先ほどの9ページに示しておりますむらづくりの施策体系表をそれぞれ記載していると。基本柱、基本施策、細施策という形で記載をいたしております。その下が事務事業の目的、内容、それから誰を対象とするのかということを示しております。ちょうど内容の右、協働体制という箱があると思いますが、要はこの事業が行政あるいは村民さんと協働していく事業なのかどうかというものを表現できればいいのかなということで書いております。この欄外の下に米印がありますが、協働体制、黒塗りの場合は主体としてやっていくと。普通の丸は支援、連携という形で協働体制というのを表現できればいいのかな

と考えております。そして、その下に目標指標、あるいは事業費、年度別の事業内容というものを記載してまとめているということで、10ページから43ページまで、それぞれの施策ごとに基本的な考え方や個別の事業計画というものを現時点においてまとめているというものですございます。

そして、大分飛びますが、44ページでございます。

こちらが実行計画事業費の一覧表ということで、それぞれの基本柱ごとに事業費をまとめる一覧表ということで、今空白になっておりますけども、最終的に数字が確定すれば、ここに数字が入ってくるということでございます。

そして、45ページが第4章の「計画の進行管理」ということで、これは基本構想にも載せている部分でございますが、P D C Aサイクルを実施して適正な進行管理を進めるということございます。

以上、簡単ですけれども、実行計画の説明とさせていただきます。

(矢倉会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から第1期の実行計画素案について説明がございました。

委員の皆さんから何かご意見があればよろしくお願ひいたします。

はい、北野委員さん。

(北野委員)

最後のとこの45ページに協働によるむらづくりの推進ということで、P D C Aサイクルを確立させるというのがその総合計画を実施していく上においては一番大事なことやと思うんですが、この有識者の第三者機関に対する協働の参加とか評価に前回までは全然入っておられなかつたんです。ただ、新しい取り組みですよね。ということは、今回の第4次総合計画で初めて出てくるわけですよね。

(事務局：日谷係長)

会長、よろしいですか。

(矢倉会長)

はい、どうぞ。

(事務局：日谷係長)

今の第3次総合計画の中でこういう外部的な評価っていう組織はないです。だから、第4次総合計画の中で初めてというか取り組んでいくということを考えているということでございます。

(北野委員)

これは客観的に事業推進を評価するためにはやっぱり第三者の参加というのは絶対必要やと思うんですけども、できましたら希望としましては、この審議会に参加しておられるメンバーも必ず入れていただくようにということでお願いしておきます。

以上です。

(矢倉会長)

よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

<「なし」との声>

(矢倉会長)

ないようございましたら、ただいま事務局から説明いただきました、できるだけこの実行計画、是非とも実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

(西矢委員)

すみません。1つ、質問。

(矢倉会長)

はい、西矢委員さん。

(西矢委員)

すみません。ちょっと教えてほしいんですけど。この個別事業計画、今これ全部で37ページまで載ってますけど、これが平成23年から25年ですか、これがすべてなんでしょうか。教えていただきたいです。

(矢倉会長)

はい、事務局。

(事務局：前川課長)

一応ここに書いてる、一番最初にご説明しましたように、まだちょっと未定稿という部分でございます。また、ちょっと非常に日程的な関係で、予算編成も同時進行というような形なので、申しましたように開示されてあるということなんですけれども、一応お示ししましたような形が今現在の案ということです。ただしかし、これ最初に説明しましたようにローリング方式ですから、その中で先ほどご質問ありましたようにP D C A、マネジメントサイクルのような形を取り入れて、できるだけそういう点検、評価、把握というような形をとって

いきますので、あくまでも現時点でのこの実行計画であるということでご理解いただきたいなと思います。

(西矢委員)

ありがとうございます。

(矢倉会長)

よろしいですか。

(西矢委員)

はい。

(矢倉会長)

ほかにございませんか。

(新谷委員)

すみません。ちょっとお尋ねしたいですけどね。

(矢倉会長)

はい、どうぞ。

(新谷委員)

この表紙の図案は、この間入れたあの図案ですか。

(事務局：前川課長)

先日、下のフロアのところで選定いただいたて、投票していただいたものの一応作品、出させていただいたものをここに一応こういう形で載せていただいているということです。

(新谷委員)

はい、わかりました。

(矢倉会長)

これは実行計画案でございますから少ないですけども、基本構想にはたくさん。

(新谷委員)

たくさん。

(矢倉会長)

ええ、載ってると思います。

ほかにないようでございます。

はい、どうぞ、右下さん。

(右下委員)

すみません。28ページの生涯学習の充実というところで、あと、くすのきホール図書室の学習環境の充実を図りますと、ちょうど中間、検索・予約システムの充実のちょっと下のほうに学習環境の充実を図りますと書いてあるんですけれど、これは図書館の開館、開館しているんですか、開館、閉館の時間帯とかもこれは考慮してくださるんでしょうか。それとあと、お昼休みの時間帯というのがいつもこの図書館は1時間ほど、間違ってたら申しわけないんですけど、ちょっととられてるかのように思うんですけど、その辺のことも、時間帯のこととかもやっぱり考慮していただけるのかなと思って、ちょっと質問なんですけれど。

(矢倉会長)

どうでしょうか、その辺は。

(事務局：清水課長)

失礼します。教育課の清水と申します。くすのきホールの図書室のことかと思いますけど、2点目の昼休みの休憩の時間のことですよね。

(右下委員)

はい。

(事務局：清水課長)

基本的には交代職員が入っておりますので、昼休みもあいた状態になっております。

(右下委員)

あ、そうですか。

(事務局：清水課長)

はい。それと、時間についての整理等については現状のままを考えておりますけども、基本的には検索・予約システムというのを現在全く導入されておりませんので、その近隣市町あるいは府立図書館等との連携、あるいはインターネットによる図書の予約ができるような形を今考えております。

(右下委員)

あと、すみません。

(矢倉会長)

はい。

(右下委員)

ちょっと要望なんですけれど、あと、河内長野市とちょっと比較すると申しわけないんですけど、河内長野市なんかの場合だと自習室というのを開放してくださる。図書館で自習するスペースがあって、いっぱいになってくると期末試験のときとかだったらもう人数があふれてくるんですね。そういうときなんかだったら別の別室用意してくださったりとかすることもしてくださるんです。それで、夏休みなんか子供がやっぱり宿題をするに際して、もう新学期が差し迫ってくるとちょっとその辺の配慮もしてくださったりとかも、他市ではやっぱりやってくださってるんですね。この千早赤阪村も教育に力を入れてくださるようなので、その辺のことちょっと含みおきいただきたいなというのが本心なんですけれど。

(矢倉会長)

今、要望としていただいたんですけども、もし何か回答があれば。

(事務局：清水課長)

ちょっと具体的には私のほうで理解できない部分ありますので、また直接担当者のほうにちょっとその旨お伝えいただけましたら一番間違いなく、ご意見として集約できるかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(矢倉会長)

はい、どうぞ。

(北野委員)

この実行計画の素案で、1つの事業で一番の大きな事業プロジェクトというたらコンピューターの更新というんですか、戸籍の電算化ですけども、これは今広域連携ということが話題になってるんですけども、こういう戸籍管理も含めたそういう基本的な機器管理、戸籍管理を連携してやるというのは、これは不可能なんでしょうか。というのは、今度河内長野との合併がごわさんになって、単独での行政運営のときに一番大きな金額として出てくるのがこういった事務処理費用だというのを盛んに村長が説明してましたんでね。というのは、千早赤阪村のような5,000人、6,000人規模の住民が一つのシステムとして電算システムを抱えていくのが負担になるという意味での連携ですよ。そこは考えられないのでしょうか。

(事務局：前川課長)

今のご質問の戸籍ですが、一応この戸籍につきましては府下それぞれの市町村が戸籍電算化ということで非常に、残ってる市町村については一けた台ということで、これを本村としたら戸籍電算化で進めるということ、あくまでも単独、それぞれ単独ということです。それで、今ご質問されました電算ＩＴというのを広域化、当然村長も何遍も申しておりますけれども、5,000の、6,000の村、あと10万の市においても、基本的に今いろんな事務で、例えば子ども手当だとかというようなことについてもシステム化ということで、それに非常に多額の費用が6,000の村でもかかるというような問題意識は当然持っています。その中で、電算だけじゃないんですけども、広域連携、広域化ということは非常に大きなこれかららの課題であるということで、府の事務移譲ということで今6市町の、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、あと河南町、太子町、千早赤阪村の6市町村で広域連携ということで、今準備室ということで、府下でも北摂に統いて南河内も進めてるわけです。その中で、あくまでも今やろうとしているのは府の移譲事務なんんですけども、それもやはりそういう形だけにとどまらずに、そういういろんなシステム、電算といったものを何とかうちの村としてもそういう形でやっていかなければ、どんどん国においてもそのシステムであるとか、一つシステム変わるたびに非常に多くの予算が要るという、やっぱりそれをしないことにはついていけないという現実があるんですけど、やっぱりそういう広域連携というのは当然大きな課題として認識してますので、そういうことで何とかその広域連携、特にＩＴとか電算という、これも進めていきたいと思っています。

(矢倉会長)

よろしいですか。

(北野委員)

よろしい、はい。

(矢倉会長)

はい、倉畠委員さん。

(倉畠委員)

26ページ、学校教育の推進のところで、これは耐震診断のところですね。中身の具体的数字について質問したら具合悪いんかなとも思うんですねけども、これは多分、千早小吹台小学校のことやと思うんですけども、学校施設耐震化率100%、平成23年度と書いてあるんですけども、これ千早は小吹台小学校のことですか。

(矢倉会長)

はい、事務局。

(事務局：清水課長)

26ページの上段ですね。学校教育の推進の中で、千早小吹台小学校耐震診断等事業、新規という形であらわれております。これにつきましては、既に赤阪小学校と村立中学校につきましては、すべて耐震化事業が終わっております。千早小吹台小学校については、今後その耐震診断補強設計を進めるというふうなことで書かさせていただいております。

(倉畠委員)

それで、事業内容のところに耐震診断及び補強設計業務、全部ですわな、それで1,000万円で金額まで入ってる。これで工事は全部できるということですか。

(事務局：清水課長)

いえいえ、これは耐震診断費及び診断、いわゆる建物自身の耐震の程度を調べるための費用でございます。そして、その数値によってどういう構造、いわゆるどういう工事をしないとかんのかというふうなことになってきますので、設計についてはその後の診断が終わってから実施設計を行い、工事に着工するというふうな工程でして、ここにあらわれておりますのは、まずその診断をするという費用だけを書いております。

(倉畠委員)

ああ、わかりました。学校施設耐震化率100%で書いてあるから、これで終わりかいなと誤解したんです。聞きましたら違うんですね。

(事務局：清水課長)

ああ、このパーセントのことですね。

(事務局：前川課長)

一応、今、小・中学校、村立の学校施設の耐震化率は当然100%を目指すということで進めるということでございます。

(倉畠委員)

計画ですから目標値、これが何回も、まだ工事があるということですね。設計業務までいって、実際の補強工事じゃないんですね。

(事務局：清水課長)

これは、あくまでも診断までしないと進みませんので、診断のみを今書いております。そして、その次に実施設計、そして工事というふうになります。

(倉畠委員)

わかりました。ありがとうございます。

(矢倉会長)

はい、笠松委員さん。

(笠松委員)

ここに、もう既に平成23年度の計画額というのが入っていますね。この額は、もちろんその予算計上のときには入った数字ですね。

(事務局：前川課長)

この計画に、すべてのページですね。

(笠松委員)

そうそうそう。

(事務局：前川課長)

だから、平成23年、今、一番最初に申しましたように今予算編成に、その最終段階なんです。

(笠松委員)

しますね。

(事務局：前川課長)

ですから、これは非常に、今から確定ではございません。こういう数字で上げさせていただいているということで、そういうこと含めてちょっと、何遍も言いますが、回収させていただくということでお願いしていますので。

(笠松委員)

計上予定の数字ということで。

(事務局：前川課長)

書きます。まだ3月議会というのが、終わっていませんので、そういうことです。

(矢倉会長)

よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

(北野委員)

もう一点。

(矢倉会長)

はい、北野委員さん。

(北野委員)

生活排水対策で、これも合併に絡んだ一番大きな予算なんすけども、一応23年度に汚水、生活排水対策としてのその、管ですか、管のカメラ調査の実施で1,359万8,000円上がってるんですけども、これはこういう写真でのカメラ調査をして、小吹台地区ですか、あそこの排水管対策費用を見積もりするということになってると思うんですけども、これは平成23年度、今年度中にでき上がって予算化、ある程度の見積もりがきて、今度はもう長期その改修計画というのができるんでしょうか。というのは、私がちょっとお聞きしたいのは、唯一村のその長期財政計画が戦略プランとして一応確定してきたのに、12月の議会では戦略プランのその超過課税が議会の否決に遭って、その廃止になってるということで、さきの戦略プランの財政収支計画があそこの計画から外れてくるということで懸念してますけども、そういった改修計画、予算が出て新たに戦略プランにかわる財政収支をされるのは近々、平成23年度中にでき上がるんかどうかお聞きしたいですけど。

(事務局：日谷係長)

今のご質問でございますけども、15ページの下の表ですね、小吹台地区の管路調査ということで、これは担当課から聞いてますのは、22年度、23年度、2カ年をかけてそのカメラ調査を行うということで聞いております。それを踏まえた中で、どこが、実際にその中を見ないとどういうふうに改修しないといけないのかがわかりませんので。ということでいくと、もう少し、今年度よりは少しちょっと遅れるような形になるかもわからないです。平成23年度においても調査を行うということです。

(北野委員)

カメラ調査を行って、その改修に要する費用の見積もりが出るんですか。

(事務局：日谷係長)

当然その緊急度合いとか、いろいろその辺も加味しながら、どれだけのものを改修しないといけないのかということを計画として立てていく中で、当然その財政的な関係もかかわってきますので、それはまずはカメラ調査した後の作業になるかなというふうに考えてます。

(矢倉会長)

よろしいですか。

(北野委員)

はい。

(矢倉会長)

ほかにございませんか。

<「なし」との声>

3. その他

(矢倉会長)

ほかにないようでございましたら、次に行きたいと思います。

3、その他ということですけども、事務局から何かございますか。

はい。

(事務局：前川課長)

まず、先ほどの答申の案文ですね。いろいろご意見いただいたので、最終ちょっと確認ということでございますので、ちょっと読ませていただきます。

まず1番ですけども、総合計画基本構想は千早赤阪村の今後10カ年における目指すべき村の姿を示したものであり、村民、事業者、団体、行政がその実現のためにそれぞれの役割と責任のもとでむらづくりを進める基本指針となるものです。今後は、この構想に基づいた取り組みを具体的に実行できるよう努力すること。こういう文面でよろしいでしょうか。これが先ほど議論の中でこういうご意見出ましたので、こういう文面でよろしければこういう形で1番については最終書かせていただきたいと思います。

(矢倉会長)

どうでしょうか。それでよろしいですね。

<「異議なし」との声>

(矢倉会長)

はい。

(事務局：前川課長)

次、2番ですけども、具体的な施策展開を図るため、早期に実行計画を策定し、積極的に村づくりを推進されたい。実行計画策定に際しては、できる限り目標となる指標を設定し、毎年度その進捗・達成状況を把握・点検するとともに、その成果を検証、評価し、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、その取り組みに反映させることのできるマネジメントサイクルを確立すること。また、村民が評価できる仕組みづくりを検討されたいという文面で。

(矢倉会長)

はい、そのように。

(事務局：前川課長)

よろしいでしょうか。

(矢倉会長)

はい、はい。よろしいですね。

<「異議なし」との声>

(事務局：前川課長)

あと、3番、4番につきましては、このままということでおよろしいでしょうか。

(矢倉会長)

はい。

(事務局：前川課長)

でしたら、この部分、答申案ということで出していただきます。

それで、その他ということで、以上、この基本構想案につきましては、本日ご提案していました基本構想案の一部修正案及び答申案に対する各委員の皆様の意見を踏まえ、本日をもって最終決定とさせていただきたいと考えております。今後予定としましては、次回会議におきまして答申書に修正を加えた基本構想案を会長から村長へ手渡ししていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、答申の提出後、本審議会の締めくくりといたしまして、せっかくの機会でございますので、皆様方と村長との懇談会を催したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(矢倉会長)

ありがとうございます。

それでは、次回会議の日程についてご説明いただきます。

4. 次回会議日程について

(事務局：前川課長)

次回の会議日程なんですけども、2月9日、ちょっと早いんですけども、来週になるんですけども、会議はこれで実質的に終わっておりますけども、諮問という形と村長との懇談という形式で、2月9日2時からという予定させてもらいたいと思うんですけども、どうでござ

いましょうか。

(矢倉会長)

次回会議日程は2月9日という事務局からの提案ですけども、よろしいですか。

(笠松委員)

私は欠席ですので、予定が入ってますので。

(矢倉会長)

ああ、そうですか。

では、一応実質的な審議は今日で最後ということで、あと答申と村長さんとの意見交換会ということで計画させていただいております。それでは、もう2月9日で。笠松さん、いかがです。すみませんな。

(田中委員)

ああ、すみません。私も、もう仕事入っておりますので。

(矢倉会長)

ああ、そうですか、はい。

それでは、一応事務局側の2月9日2時ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、最終の2月9日、くすのきホール、この会議室で2時ということで、出席できる方は是非ともよろしくご出席のほどお願ひいたします。

以上で本日予定されておりました案件についてはすべて終了いたしました。このほかに協議すべき議題、質問等が何かございましたら。

<「なし」との声>

(矢倉会長)

ないようでございますので、本日の第6回総合計画審議会はこれをもちまして終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。